

## 児童虐待の防止に向けた体制強化を求める意見書

児童虐待防止対策は、児童福祉法や児童虐待防止法などを中心に、その改正等により体制の整備・強化が行われてきたところであるが、現状においては年々虐待通告件数が増加するなど、深刻な状況にある。

児童虐待への迅速な対応に向けては、本年7月には児童相談所全国共通ダイヤル3桁化が開始され、児童相談所における休日・夜間も含めた体制強化が求められる一方で、児童虐待防止法の改正により、市町村が虐待の通告窓口となってから10年が経過し、市町村においても虐待通告や困難事例への対応件数が増加していることから、市町村の専門性の向上と体制の強化が求められている。

児童虐待から子どもの生命と安全を守り、迅速、適切な対応を徹底するためには、児童相談所機能の更なる充実・強化はもとより、国、都道府県、市町村、関係機関及び地域住民が一体となり、それぞれの分野で十分に協力し合い、迅速な対応を図ることが重要である。

については、国におかれては、尊い子どもの命を守ることができるよう早期発見・早期対応に向けた体制強化のため、次の事項に早急に取り組みされることを強く要望する。

- 1 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化への迅速な対応をはじめ、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応・再発防止を一層推進するために、夜間・休日も含めた児童相談所における人員体制の強化及び人材養成に要する財源措置を拡充すること。
- 2 一時保護所における児童の心理的ケアに適切に対応するため、心理専門職配置の義務化及びその他の一時保護所職員の配置基準を定めること。
- 3 身近な相談や通告の窓口である市町村における相談体制の整備、専門性強化に向けた人材養成、さらには要保護児童対策地域協議会の強化に要する財源措置を講じること。
- 4 児童虐待の未然防止に向け、妊娠期から子育て期にわたる総合的、継続的な相談、支援体制を強化し、妊娠期から就学に至るまでの継続かつ一貫した虐待対策が図れるよう、国、都道府県、市町村、関係機関及び地域住民が福祉、保健、医療、教育、警察それぞれの分野で十分な連携を行うためのネットワークづくりを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月7日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	山 崎 正 昭 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
文部科学大臣	下 村 博 文 殿
厚生労働大臣	塩 崎 恭 久 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
国家公安委員会委員長	山 谷 えり子 殿
警察庁長官	金 高 雅 仁 殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕